

長浜教区推進員連絡協議会規則

(名称)

第1条 本会は「長浜教区推進員連絡協議会」と称し、教区教化委員会に所属する。

(目的)

第2条 本会は、真宗同朋会の趣旨に基づき、寺院及び地区、職域、団体等において、朋の会の育成発展に期するため、相互の連携を図り連絡調整及び必要な事業を行なうことを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次に掲げる業務を行なう。

- (1) 同朋の会育成発展のための情報交換
- (2) 全国推進員連絡協議会及び連区推進員事業等の連絡調整
- (3) 組の推進員連絡協議会との連絡調整
- (4) 本派及び教区事業の推進協力
- (5) その他必要な事業

(組織)

第4条 本会は、各組から選出された推進員2名の会員28名をもって組織する。

2 会員の任期は、3年とする。

(役員)

第5条 本会に、会員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常任委員 若干名

2 会長は、会議の議長となり、会務を統理し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 常任委員は、会長、副会長とともに委員会を組織し、本会の事業推進に必要な業務を担当する。

(役員任期)

第6条 役員任期は会員の任期中とする。ただし、任期が満了しても、後任者が就任するまで在任する。

(協議会)

第7条 本会は毎年1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

(業務の報告)

第8条 本会は、協議事項及び活動内容を教区教化委員長に報告しなければならない。

(事務所)

第9条 本会の事務所は長浜教務所内に置く。

(規則の改廃)

第10条 本規則を改廃しようとするときは、本会において半数以上の会員が出席した会議において、過半数の同意を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2007年7月25日）から施行する。
- 2 この規程施行の際、最初の会員の任期は、第4条の規定に関わらず2009年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得て、2020年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、委員会の総会の議決を得た日から施行し、2020年7月1日まで遡及して適用する。
- 2 この規則施行の際、現の会員の任期は、第4条の規定に関わらず2021年6月30日までとする。